

自転車安全利用啓発動画の作成及び広報業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

令和8年4月に導入された自転車の道路交通法違反に対する交通反則通告制度（青切符制度）をはじめとし、栃木県自転車条例における乗車用ヘルメットの着用努力義務、自転車損害賠償保険への加入義務など、自転車をとりまくルールは年々複雑になっている。

このような状況を受け、自転車乗車のルールをわかりやすく説明する啓発動画を作成し、広く県民に向けて視聴機会を提供することで周知徹底を図り、自転車運転マナーの向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

自転車安全利用啓発動画の作成及び広報業務

(2) 業務の内容

別添「自転車安全利用啓発動画の作成及び広報業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和8（2026）年9月30日（水）まで

(4) 契約金額の上限

1, 494, 900円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当所属及び問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課 生活・交通安全担当（栃木県庁舎本館7階南側）

電話 028-623-2185 FAX 028-623-2182

電子メール koutai@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は参加表明書の提出時点において入札参加資格の取得を申請済の者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 類似業務に関し受注実績があり、本実施要領及び別添仕様書に記載する業務を確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 8（2026）年 4 月 9 日（木）
イ 実施内容に関する質問書の提出期限	令和 8（2026）年 4 月 15 日（水）16 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 8（2026）年 4 月 20 日（月）（予定）
エ 参加表明書の提出期限	令和 8（2026）年 4 月 23 日（木）16 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 8（2026）年 5 月 12 日（火）16 時必着
カ 審査会（プレゼンテーション）	令和 8（2026）年 5 月 20 日（水）（予定）
キ 審査結果の通知・公表	令和 8（2026）年 5 月 22 日（金）（予定）

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和 8（2026）年 4 月 9 日（木）～4 月 23 日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- イ 配布場所：上記 2（5）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ（県政情報-入札・公売-入札・公募（業務委託））からダウンロードできる。
- ※URL (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、次により質問書（別紙様式 1）を提出すること。

- ア 提出期限：令和 8（2026）年 4 月 15 日（水）16 時必着
- イ 質疑方法：電子メール又は F A X により、2（5）に提出すること。
- ウ 回答期日：令和 8（2026）年 4 月 20 日（月）（予定）
- エ 回答方法：質問及び回答を取りまとめ、栃木県ホームページ（4（2）イの URL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書（別紙様式 2）と確認書（別紙様式 3-1 及び別紙様式 3-2）を提出すること。

- ア 提出期限：令和 8（2026）年 4 月 23 日（木）16 時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：2（5）の担当所属
- ウ 提出方法：電子メール、持参（平日 9 時～17 時）又は郵送（書留郵便に限る。）
※電子メール又は郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 参加辞退：参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～ケに基づいて企画提案書を作成し、提出すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

イ 企画提案書の枚数に制限はないが、カラー印刷とし、提案書にはページ数及び表紙を作成して付すこと。

ウ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務遂行人員体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を可能な限り詳細に明記）

エ 企画提案書は1者1提案とする。

オ 企画提案書の提出部数は、8部（正本1部、副本7部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

カ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

キ 提出期限：令和8（2026）年5月12日（火）16時必着

ク 提出場所：2（5）の担当所属

ケ 提出方法：持参（平日9時～17時）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出された書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーションを実施する。

時間、場所については、別途通知する。

なお、書類審査で足りると別途設置する選定委員会の長が判断した場合、プレゼンテーションを実施しない場合もある。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

また、参加者が1者であった場合は、企画提案者によるプレゼンテーションは実施せず、評価基準に基づき、提出された企画提案書等を総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

なお、選定委員会は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価で最高点と評価した選定委員が最も多い者を契約候補者として選定する。

イ 最高点と評価した選定委員が最も多い者が複数あった場合は、評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。

ウ 評価の合計点の平均点が最も高い者が複数の場合は、選定委員で審議の上、契約候補者を特定する。

エ ア～ウに関わらず、評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

企画提案者が1者の場合も同様とする。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の契約上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る公募型プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（県政情報-入札・公売-入札・公募（業務委託））に公表する。

【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称、選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の数

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、改めて契約候補者から見積書を徴収し、栃木県財務規則等の関係法令に基づき、委託契約を締結する。
- (2) 契約締結の協議においては、業務の履行に必要な具体的な条件などの調整を行うが、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案内容や金額等を変更する場合がある。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (5) 立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（候補者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。
締結には、栃木県が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、候補者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、候補者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
- (6) 紙の契約書を希望する場合は、当該契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。